

特例郵便等投票について

令和3年6月24日
在ベンガルール総領事館

1 新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は、令和3年6月23日以後に、その期日を公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」が可能になりました。

在外選挙人名簿に登録されている方につきましても、帰国中に、新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等を行い、一定の要件に該当する場合は、「特例郵便等投票」の対象になります（ただし、衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限ります）。

2 「特例郵便等投票」の詳細につきましては、以下の資料をご覧ください。

総務省ホームページ

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/tokurei_yuubin.html

特例郵便等投票概要

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100203359.pdf>

投票用紙等の請求手続

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100203360.pdf>

特例郵便等投票請求書

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100203361.pdf>

特例郵便等投票請求書記入例（在外選挙人用）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100206312.pdf>

投票の手続

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100203362.pdf>

※投票期間に海外にいらっしゃる場合には、従前の「郵便等投票」が可能です。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote2.html>